

フィリピン在留日本人の配偶者又は子

フィリピン在留日本人の配偶者又は子に対する短期滞在査証

フィリピンに長期滞在査証をもって滞在し、大使館に在留届を提出している日本国籍の方の配偶者、又はその子（特別養子を含む）が、短期間日本に渡航する場合。

（当該日本人が観光等を目的とした短期滞在査証をもって当地に滞在している場合、この査証は申請できません。）

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	パスポートに署名があることを確認してください。		
2	査証申請書	申請者の署名（申請者が未成年または障害のある場合は、申請者に代わって保護者が署名できます）。		
3	写真1枚	6ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 （4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像）		
4	パスポートの顔写真のページのカラーコピー			
5	出生証明書 （PSA で 1 年以内に発行されたもの）	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。 ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表（フィリピン教育省：指定様式 137）。 ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書。		
6	婚姻証明書 （既婚者のみ。PSA で 1 年以内に発行されたもの）	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の婚姻証明書。 ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書。		
日本人配偶者（又は親）に関する書類				
7	外国人登録証明書写し			
8	パスポート写し	身分事項ページ及び現在有効なフィリピン査証のあるページ。		
主たる生計維持者に関する書類				
9	在職証明書（または収入源が確認できるもの）	提出できない方→その旨の理由書（様式自由）。		
10	納税証明書（フィリピン内国歳入局指定様式。写し可）	提出できない方→預金残高証明書。		
数次有効査証を希望する場合（過去 1 回以上の日本渡航歴が必要 数次有効査証を所持していても、原則として、「短期滞在」の在留資格で 1 年の半分以上を日本で過ごすことは不可 （長期滞在可能な在留資格が必要）				
11	数次有効査証発給希望書			
12	戸籍謄本			
13	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合：家長による署名 インセンティブグループの場合：会社の代表による署名 パッケージツアーの場合：ツアー会社の代表による署名		
14	社員証	指名された代表者による申請の場合		
15	その他			

- ☐ 上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- ☐ パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- ☐ 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 _____

日付_____/_____/_____

VFSスタッフ署名_____